

市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）の運行内容の変更について

1. 変更に至る経緯

新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷（以下「虹の郷」という。）で行う市町村福祉輸送（新城市作手地区福祉輸送事業）は、公共交通機関を利用することが困難な高齢者を対象に、医療機関受診と日常生活品の買い物の足の確保を目的とした事業としている。

また、虹の郷では、介護が必要な方が短期間宿泊して介護を受けるショートステイ事業を行っているが、虹の郷と利用者の自宅間の送迎は、介護保険制度上ショートステイ事業の一環として行えることから、福祉輸送の対象とはしていない。

しかし、令和2年度からショートステイ事業を土日休業とするため、他の地区から作手地区に送迎してくれるショートステイ施設が少なく、土日にかけて他の地区のショートステイ施設を利用する際に家族等が送迎できない場合、市町村福祉輸送での送迎の必要性が生じることから、運行内容の変更をしようとするものである。

2. 変更の内容

新	旧
<p>（福祉輸送を利用できる場合等）</p> <p>第2条 福祉輸送は、次に掲げる場合に利用することができる。</p> <p>(1) 日常生活を営むために必要な買い物をする場合</p> <p>(2) 医療機関へ通院する場合</p> <p>(3) 公共団体及び福祉団体等の主催する行事へ参加する場合</p> <p>(4) 公共機関への用務の場合</p> <p>(5) <u>介護保険施設を利用する場合</u></p> <p>(6) その他市長が必要があると認める場合</p>	<p>（福祉輸送を利用できる場合等）</p> <p>第2条 福祉輸送は、次に掲げる場合に利用することができる。</p> <p>(1) 日常生活を営むために必要な買い物をする場合</p> <p>(2) 医療機関へ通院する場合</p> <p>(3) 公共団体及び福祉団体等の主催する行事へ参加する場合</p> <p>(4) 公共機関への用務の場合</p> <p>(5) その他市長が必要があると認める場合</p>

3. 変更時期

令和2年4月1日（予定）

新城市作手地区福祉輸送事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新城市が当該地域内において公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を有償で福祉輸送（以下「福祉輸送」という。）することについて必要な事項を定めるものとする。

（福祉輸送を利用できる場合等）

第2条 福祉輸送は、次に掲げる場合に利用することができる。

- (1) 日常生活を営むために必要な買い物をする場合
- (2) 医療機関へ通院する場合
- (3) 公共団体及び福祉団体等の主催する行事へ参加する場合
- (4) 公共機関への用務の場合
- (5) 介護保険施設を利用する場合
- (6) その他市長が必要があると認める場合

2 福祉輸送の運送区域は、市内全区域とする。

（利用時間）

第3条 福祉輸送を利用できる時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、利用できる時間を変更することができる。

（休業日）

第4条 福祉輸送の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

（利用対象者）

第5条 福祉輸送を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の25の規定による名簿（以下「旅客名簿」という。）に記載されている者及びその付添人とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (3) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (4) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

（利用の申請）

第6条 福祉輸送を利用しようとする者は、作手地区福祉輸送利用申請書（様式第1）及び誓約書（様式第2）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（利用の許可）

第7条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは旅客名簿に登録し、作手地区福祉輸送利用決定通知書（様式第3）を申請者に通知するものとする。

(利用料等)

第8条 前条の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める利用料を納付しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、利用料を減額又は免除することができる。

2 利用料は、1か月ごとの利用料を合計した額によって請求する。

(利用の取消し)

第9条 利用者は、利用を取り消そうとするときは、作手地区福祉輸送利用取消申出書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

(実施主体)

第10条 福祉輸送の実施主体は、新城市とし、当該福祉輸送の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(事故又は故障)

第11条 福祉輸送を行う場合にあっては、事故又は故障の際に適切に処理ができるよう責任の所在を明確にしておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前になされた処分、手続その他の行為については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。